

資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理

2022年3月15日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
背 景	2
論点整理を行う範囲	6
主要な論点	8
【論点1】基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ	9
【論点2】ICO トークンの発行者における発行時の会計処理	28
その他の論点	37
【論点3】資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点	38
【論点4】電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点	40
別紙（その他の論点に関する論点の内容及び予備的な分析）	
付録 A（ICO の概要）	
付録 B（国際的な会計基準における暗号資産の会計処理の検討状況）	

目 的

1. 本論点整理は、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）における暗号資産に該当する ICO（Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。）¹トークンの発行及び保有に係る取引に関する会計基準を整備していく一環として、関連する論点を示し、基準開発の時期及び基準開発を行う場合に取り扱うべき会計上の論点について関係者からの意見を募集することを目的としている。当委員会では、本論点整理の公表後、本論点整理に寄せられる意見等を参考に、会計基準の整備に向けた検討を行っていくことを予定している。

背 景

2. 2016 年に改正された資金決済法を受け、当委員会は、2018 年 3 月に実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 38 号」という。）を公表した。実務対応報告第 38 号は、公表時点において仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている。企業が仮想通貨を発行した場合の会計処理については、取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握されていない状況にあったことから、実務対応報告第 38 号の範囲から除外していた。
3. 2019 年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 28 号）により、金融商品取引法が改正され（以下「改正金融商品取引法」という。）、いわゆる投資性 ICO は金融商品取引法の規制対象となったが、投資性 ICO 以外の ICO トークンについては、併せて改正された資金決済法上の「暗号資産」に該当する範囲において、引き続き資金決済法の規制対象に含まれることとされた。なお、資金決済法の改正により、仮想通貨は暗号資産に呼称が変更された。そのため、本論点整理においても、基本的に呼称は「暗号資産」で統一している。
4. このように金融商品取引法及び資金決済法が改正されたことを受けて、2019 年 11 月に開催された第 421 回企業会計基準委員会において、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討を求める提言がなされ、当委員会は同年 12 月より検討を開始した。
5. 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンについては、第 11 項及び第 12 項

¹ ICO の概要については、付録 A 参照。

に記載のとおり、対象とする取引事例が少数であり、特に個別性が強いことも考えられる発行取引に関して、取引に対する関係者の共通認識が必ずしも定まっていないと考えられることから、本論点整理において、識別した論点の整理を公表し、関係者からの意見を募集することとした。

一方、金融商品取引法上の電子記録移転権利については、早期に会計基準を開発する一定のニーズが存在するものと考えられたため、より範囲の広い金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第1条第4項第17号に規定される電子記録移転有価証券表示権利等を対象として、2022年3月、本論点整理の公表に合わせて、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「実務対応報告（案）」という。）を公表した。その審議の過程において、実務対応報告（案）で取り扱わないこととした一部の論点については、関係者からの意見を募集するために、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンと併せて、本論点整理において取り扱っている。

論点整理を行う範囲

6. 金融庁が2018年12月に公表した「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書（以下「研究会報告書」という。）によれば、「ICO（Initial Coin Offering）について、明確な定義はないが、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとされている。」と記載されている。また、研究会報告書によれば、「ICOは、その設計の自由度が高いためから様々なものがあると言われているが、トークン購入者の視点に立った場合には、以下のような分類が可能と考えられる。」と記載されている。
 - (1) 発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるもの（投資型）
 - (2) 発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、上記以外の債務を負っているとされるもの（その他権利型）
 - (3) 発行者が何ら債務を負っていないとされるもの（無権利型）
7. 本論点整理では、基本的に前項(2)及び(3)に記載した「その他権利型」及び「無権利型」のうち、資金決済法上の暗号資産²に該当する ICO トークンを対象として、その発

² 資金決済法第2条第5項では、暗号資産の定義を以下のように定めており、電子記録移転権利はその範囲から除外されている。

この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において

行及び保有に関する論点について取り扱っている。また、前項(1)に記載した「投資型」のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する ICO トークンについては、第 5 項に記載のとおり、本論点整理と同時に公表した実務対応報告（案）で取り扱っており、当該実務対応報告（案）で取り扱わないこととした一部の発行及び保有に関する論点については、本論点整理において取り扱っている。なお、特に断りがない限り、次項以下において「ICO トークン」は、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンを指す。

【主要な論点】

8. 当委員会では、今後、ICO トークンの発行及び保有に関する会計基準の整備に向けた検討を行うにあたり、まずは、速やかに基準開発に着手すべきか否か、速やかに着手しないとした場合どのようなタイミングで基準開発に着手すべきかについて決定することを予定している。基準開発の時期について決定する際、さまざまな観点からの検討を踏まえて総合的に判断する必要があると考えられることから、【論点 1】では、基準開発の時期を決定する際の主要な考慮要因になると考えられる基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さの観点から、関連する論点について整理している。

【論点 1】基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ

論点の内容

9. ICO トークンには、さまざまな権利が付帯される可能性があり、特にその発行取引については設計の自由度が高いことから、個別性が強いことが考えられる。このため、基準開発にあたっては、対象取引が普及し、当該取引に対する関係者の共通認識が一定程度定まる必要があると考えられる。ここで、対象取引のこれまでの実施状況及び今後の普及見込み、並びに現在、会計基準が存在しないことが対象取引の普及に及ぼしている影響の有無を踏まえ、速やかに基準開発に着手すべきか否かが論点となる。また、速やかに着手しないとした場合、基準開発を進める上で障害となり得る状況の存在及びその解消見込みを踏まえ、効果的かつ効率的な基準開発の観点から、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきかが論点となる。

予備的な分析

10. 基準開発の時期の検討にあたって、対象取引のこれまでの実施状況及び今後の普及見込み、我が国における暗号資産の私法上の取扱い、並びに国際的な基準開発の動向について分析を行う。

同じ。) であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

(対象取引のこれまでの実施状況及び今後の普及見込み)

11. ICO トークンの発行については、我が国では 2017 年に最初の発行が行われて以降、現時点までに数件しか実施されておらず、その普及が進んでいるとはいえない状況にある。また、国際的にも、いわゆる ICO トークンの発行件数は 2017 年から 2018 年半ばにかけて増加した後、急減している³。このため、我が国において、対象取引の今後の普及見込みは定かではない状況となっていると考えられる。
12. ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理の検討に際して、基準開発の参考とし得る我が国における取引事例は、現状では少数の事例しか見受けられない状況にある。また、対象取引への取組み自体が数年前から始まったばかりであることから、現時点ではまだビジネスとして初期段階であるとも考えられ、今後の進展次第では、その取引内容が変化することも考えられるが、現時点では取引内容の変化を予測することは困難である。このような状況を踏まえると、現在観察できる少数の取引事例だけではその取引慣行が定まっているとは必ずしもいえず、我が国における対象取引の経済的実態を捉えることが難しいと考えられる。
13. 一方で、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況や、取組みを行う企業が会計監査を受けられない状況が生じている可能性があるとの意見も聞かれている。
14. 以上に記載した状況に対する対応として、次のような案が考えられる。
 - (1) 我が国における対象取引への取組みが定着し、対象取引の取引慣行が一定程度定まってから基準開発に着手する⁴。
 - (2) 現時点で想定する一定の経済的実態に基づき、将来的に見直しの要否の検討を行うことを前提とした当面の取扱いを定めることを目的として、基準開発に着手する。

(我が国における暗号資産の私法上の取扱い)

15. 実務対応報告第 38 号では、暗号資産（実務対応報告第 38 号の公表当時は「仮想通貨」と呼称されていた。）について「私法上の位置づけが明確でなく、仮想通貨に何らかの法律上の財産権を認め得るか否かについては明らかではないものと考えられる。
（中略）仮想通貨は、法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、仮想通貨を会計上の資

³ 我が国においても国際的にも近年の発行件数が少ないことから、本論点整理においては発行事例の分析は行っていない。

⁴ 基準開発に着手する時期については、実際の取引事例の規模や件数、関係者との協議等を踏まえて判断することが考えられる。

産として取り扱い得るとした。」としている（実務対応報告第 38 号第 27 項）。

16. また、第 198 回国会（常会）における「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」に対する衆議院財務金融委員会による第 198 回国会閣法第 49 号附帯決議八においては、「附則第三十二条の検討⁵を行うに当たっては、法的安定性の確保及び利用者保護の一層の確保のために、暗号資産、電子記録移転権利等の移転その他の権利義務関係といった私法上の取扱いの明確化も含めた検討を行うこと。」とされているが、現時点では、暗号資産の私法上の取扱いの明確化に向けた具体的な法律案の策定計画は公表されていない。
17. このような状況において基準開発を行うとした場合、今後、私法上の取扱いが明確化された際には修正する必要がある可能性がある。
18. 一方、我が国における暗号資産の私法上の取扱いが定まってから基準開発に着手することとすると、実務における関係者の要望に迅速に対応しない結果となる可能性がある。
19. 以上に記載した状況に対する対応として、次のような案が考えられる。
 - (1) 我が国における暗号資産の私法上の取扱いが定まってから基準開発に着手する。
 - (2) 私法上の取扱いが明らかとなっているか否かにかかわらず基準開発に着手する。また、その時点で私法上の取扱いが明らかとなっていない場合、それが明らかとなった際に見直しの要否の検討を行うことを前提とした取扱いを定める。

（国際的な基準開発の動向）

20. 第 6 項に記載したとおり、発行者が将来的に財又はサービス等を提供する義務を負うケースや何ら義務を負わないケースが存在する等、発行されるいわゆる ICO トークンの内容は取引ごとにさまざまであり、その会計処理を検討するにあたっては複雑な会計上の論点が想定されることから（具体的な会計処理に関する論点の内容については、第 28 項から第 41 項参照）、検討には一定の時間を要するものと考えられる。
21. このため、国際的にも、フランスなどの一部の法域の会計処理のガイダンスを除き、現時点では基準開発の検討が行われていない状況にある（国際的な会計基準における検討状況については、付録 B 参照）。
22. しかし、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 3 月 30 日に公表した「情報要請：第 3 次アジェンダ協議」における潜在的プロジェクトの 1 つとして「暗号通貨及び関連取引」が含まれ、大多数の回答者が当該潜在的プロジェクトを高い優先度として評価して

⁵ 同法附則第 32 条は、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定めている。

おり⁶、今後、国際的な基準開発が行われる可能性もあると考えられる。

23. このような状況において国際的な基準開発に先行して我が国における基準開発を行い、その後に国際的な基準開発が行われ、国際的な基準の方向性が我が国における基準と異なることとなった場合には、国際的な基準との整合性を分析する必要が生じ、当該分析の結果によっては再度我が国の基準開発を行うこととなる可能性がある。
24. 以上に記載した状況に対する対応として、次のような案が考えられる。
 - (1) 国際的な基準開発が行われてから我が国における基準開発に着手する。
 - (2) 国際的な基準開発に先行して基準開発に着手する。その後に国際的な基準開発が行われた場合には国際的な基準との整合性について分析を行い、当該分析の結果によっては再度我が国の基準開発を行うことを検討する（すなわち、再度検討を行うこととなるリスクを承知の上で、基準開発に着手する。）。

(小括)

25. 以上のとおり、現在観察できる少数の取引事例だけでは、我が国における対象取引の経済的実態を捉えることが難しく、また、暗号資産の私法上の取扱いが明らかではなく、さらに、国際的な基準開発が行われていない現状において、速やかに我が国の基準開発を行うべきではないとも考えられる。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があることを踏まえ、速やかに基準開発を行う必要があるとも考えられる。

今後の方向性

26. 予備的な分析の内容を踏まえ、いずれの時期に基準開発に着手すべきかについて、関係者に意見を求めることが考えられる。
27. 今後、ICO トークンの発行及び保有に関する会計基準の整備に向けた検討を行う際、基準開発を行う場合に取り扱うべき会計上の論点について整理する必要がある。【論点2】では、会計処理を考える上で特に重要と考えられる ICO トークンの発行者における発行時の会計処理について、想定される会計上の論点を示した上で、今後の方向性に関する予備的な分析を行っている。

【論点2】ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

⁶ 2021年11月に開催されたIASBボード会議のためのアジェンダ・ペーパー24A「フィードバックの概要－概要」におけるIASBスタッフの分析によると、大多数の回答者が、気候関連リスク、暗号通貨及び関連取引、並びに無形資産に関する潜在的プロジェクトを高い優先度として評価したとしている。

論点の内容

28. ICO トークンの発行取引については、発行者が何ら義務を負担しないケースのほか、発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値⁷が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在も聞かれている。これらの会計処理を考える上では、ICO トークンの発行取引の実態をどう捉えるのが論点となる。

予備的な分析

29. 以下では、第 6 項に記載した ICO トークンの種類に即して、発行者が負担する義務を次のように分類した上で、それぞれの会計処理について検討することとする。
- (1) 発行者が何ら義務を負担していない場合
 - (2) 発行者が何らかの義務を負担している場合

(ICO トークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理)

30. ICO トークンの発行取引においては、ICO トークンに権利が一切付与されておらず、発行者が何ら義務を負担していない場合がある。これは、一部の投資家は ICO トークンに付与されている権利に着目して投資を行うのではなく、当該 ICO トークンを他者に売却することによる値上がり益を期待して投資を行うことによるものと考えられる。
31. 本ケースにおいては、発行者は、何ら義務を負担していないことから認識すべき負債は存在しないと考えられ、対価の受領時においてその全額を利益に計上することが考えられる。

(ICO トークンの発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理)

32. ICO トークンの発行者は、発行時において、会計上、受領する対価を資産として認識するとともに、負担する義務を負債として認識することになると考えられる⁸。ここで、発行時の会計処理を検討するにあたり、ICO トークンの発行取引の実態について整理する必要があると考えられる。
33. 第 28 項に記載のとおり、ICO トークンの発行取引については、発行者が財又はサー

⁷ 提供される財又はサービスが有する本源的な価値を意味する（以下本論点において同じ。）。なお、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が 2020 年 7 月に公表したディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」において、一部の ICO トークンは本源的な価値を有することが説明されている。

⁸ 発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされる「投資型」の ICO トークンについては、その持分的な性格を踏まえ、会計上、発行者における資本として処理される可能性も想定され得るが、第 7 項に記載のとおり、この種の ICO トークンは基本的に金商業等府令における電子記録移転有価証券表示権利等に該当するため、発行した ICO トークンの資本計上の可能性については、ここでは論点として取り扱っていない。

ビスを提供する義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在が聞かれている。

発行者が提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であっても、相当の資金を調達できる要因の1つとして、第30項に記載のとおり、売却による値上がり益の獲得のみを目的として、ICOトークンの募集に応じる投資家が少なからず存在することが挙げられる。仮にそれがICO取引の特有の事情（例えば、インターネットを介して国境の制約なく世界中から投機的投資家が参加できる仕組みや、ICO取引の取組みの歴史が浅くICOトークンが有する権利及びその財産的価値に関する一般的理解が定まっていないこと等）に起因するものである場合、提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在は、ICO取引の会計処理を検討する上で考慮すべき取引の実態を示す特徴の1つであると考えられる。

34. この点、伝統的な会計基準では、契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立しているものとして取り扱い、譲渡したものの時価とその対価として取得したものの時価のうち、より客観的に信頼性をもって測定可能な時価で双方を測定することとされている。この考え方の下では、例えば、現金を対価としてICOトークンを発行する場合、発行者が負担する義務に係る負債は、対価として受領した現金の額をもって測定される。その結果、発行時において、差額としての利益（又は損失）が生じることはない。
35. 一方、第33項に記載のとおり、提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を、ICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の1つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わず、契約によって生じた権利及び義務を時価で評価した上で、それぞれの評価額に差がある場合に当該差額を発行時に利益（又は損失）として認識することも考えられる。この考え方の下では、例えば、現金を対価としてICOトークンを発行する場合、発行者が負担する義務に係る負債は受領した現金の額とは独立に時価で測定される。その結果、発行時において、差額としての利益（又は損失）が生じ得る。

今後の方向性

36. 予備的な分析の内容を踏まえ、仮にICOトークンの発行取引について基準開発することとした場合に、発行者が何らかの義務を負担しているICOトークンの発行取引において、当該発行取引の実態に照らして、発行時に利益が生じ得る会計処理を定めるべきか否かについて関係者に意見を求めることが考えられる。

その他の論点

37. 【論点3】及び【論点4】では、ICOトークンの会計処理と電子記録移転有価証券表

示権利等の会計処理とに分けて、想定される会計上のその他の論点を整理した上で、今後の方向性を示している。これらの論点に関する予備的な分析については、別紙に記載している。

【論点 3】 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点

論点の内容

38. 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関して、想定されるその他の論点及びその内容は以下のとおりである。

自己が発行した ICO トークンを保有している場合の会計処理

- ① ICO トークンの発行時において自己に割り当てた ICO トークンの会計処理について、第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法と、会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法のいずれによるべきかが論点となる。
- ② ICO トークンの発行後において第三者から取得した ICO トークンの会計処理について、関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法、又は関連する負債の消滅の認識は行わず ICO トークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法）と、資産として取り扱う方法のいずれによるべきかが論点となる⁹。

今後の方向性

39. 前項の各論点については、今後の方向性として以下のとおりとすることが考えられる。

- ① 発行時に自己に割り当てた ICO トークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが考えられる。
- ② 自己株式を取得した場合の会計処理との整合性、及び自己が発行した ICO トークンを取得することに伴い、当該 ICO トークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視し、ICO トークンの発行後に第三者から当該 ICO トークンを取得した場合、関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得した ICO トークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法を適用することが考えられる。

【論点 4】 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点

論点の内容

⁹ 【論点 2】における「発行者が何らかの義務を負担している場合」を前提としている。

40. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関して想定される論点のうち、本論点整理と同時に公表した実務対応報告（案）で取り扱わないこととした論点及びその内容は以下のとおりである。

(1) 株式会社以外の会社に準ずる事業体等¹⁰における発行及び保有の会計処理

株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理を新たに定める必要があるか否かが論点となる。

(2) 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与される際の会計処理

株式会社において、株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合、配当や利息を受領する権利に加え、商品性を高めるために、その他の財又はサービスの提供を受ける権利（例えば、ポイントなど）を付与するケースも想定され、その場合の会計処理が論点となる。

(3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

額面金額が暗号資産建の社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合、金銭ではなく暗号資産で償還する義務が生じることから、発行時及び発行後における貸借対照表計上額をどのように測定するかが論点となる。

(4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理

民法上の組合（任意組合）、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の会計処理について、現行の組合等への出資の処理と同様の取扱いとするか、それとも、有価証券に係る現行の定めを準用するかが論点となる。

今後の方向性

41. 前項の各論点については、今後の方向性として以下のとおりとすることが考えられる。

(1) 電子記録移転有価証券表示権利等に関して、株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理を新たに定めることのニーズの有無について、関係者に意見を求めることが考えられる。

¹⁰ 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」では、企業を会社及び会社に準ずる事業体と定義しており（同会計基準第 5 項）、会社に準ずる事業体については、「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人、投資事業組合、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が該当するものとしている（企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 28 項）。また、実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「信託報告」という。）では、信託について、子会社及び関連会社に該当する場合を除き、連結財務諸表上、会社に準ずる事業体としては取り扱われないこととしている（同報告の脚注 5）。これらの定めを踏まえ、本論点整理では、会社に準ずる事業体と信託を合わせ、会社に準ずる事業体等としている。

- (2) 本論点は電子記録移転有価証券表示権利等のみに限定されたものではなく、また、今後どのような財又はサービスが付与されるかは現時点では定かではないことから、その状況が大きく変化しない限り、本論点は取り扱わないこととすることが考えられる。
- (3) 実際に発行が行われるか定かではないことから、その状況が大きく変化しない限り、本論点は取り扱わないこととすることが考えられる。
- (4) 取引量が増加し、市場が十分に形成されるまでは、組合等の会計処理と同様に扱うことが考えられる。

以 上

別紙（その他の論点に関する論点の内容及び予備的な分析）

1. 以下では、本論点整理の【論点 3】及び【論点 4】において想定される各論点について予備的な分析を行っている。

【論点 3】資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点

ICO トークンの発行者における会計処理に関する論点

【論点 3-1】ICO トークンの発行時に自己に割り当てた ICO トークンの会計処理

2. ICO トークンの発行取引において、自己が発行した ICO トークンを発行者が保有することが想定されるため、その場合の会計処理について検討する必要があると考えられる。具体的な検討事項として、以下の項目が挙げられる。
 - (1) ICO トークンの発行時に自己に割り当てた ICO トークンの会計処理
 - (2) 発行後に第三者から取得した自己が発行した ICO トークンの会計処理

【論点 3-1a】ICO トークンの発行時に自己に割り当てた ICO トークンの会計処理

論点の内容

3. ICO トークンの発行時に自己に割り当てた ICO トークンについては、会計処理の対象とするか否かが論点となる。

予備的な分析

4. 本取引の会計処理については、次のような取扱いが考えられる。
 - (1) 自己が発行した ICO トークンのうち自己に割り当てた部分については、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、発行時には会計処理の対象としないことが考えられる。

その場合、自己に割り当てた ICO トークンについては、第三者に譲渡するまでは会計処理の対象とはならず、第三者への譲渡時において発行の会計処理を行うことが考えられる。
 - (2) 実務対応報告第 38 号においては、暗号資産は法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、売買・換金等を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられるとして、会計上の資産として取り扱い得るとされている（同報告第 27 項参照）。同報告は、自己が発行した暗号資産を対象としていないものの、暗号資産の保有者が当該暗号資産の発行者であるかどうかでその財産的価値が変わらないことを重視する場合には、自己に割り当てた ICO トークンの財産的価値を重視し、発行者で

あっても、自己が発行した暗号資産を会計上の資産として認識することも考えられる。

その場合、当該資産の測定については、支払った対価の額で資産の金額を測定する方法や自己に割り当てた ICO トークンについてその発行価格を参照して資産の金額を測定する方法など複数の方法が考えられる。一方、関連する負債の認識及び測定については、【論点 2】に基づき決定することとなると考えられる。

5. 前項(2)の会計処理による場合、採用する資産及び負債の会計処理によっては、自己に割り当てた ICO トークンからも損益を認識することとなるため、第三者との取引に裏付けされていない会計上の利益が裁量的に計上されるような意図せざる事態を招く可能性が懸念される。

【論点 3-1b】発行後に第三者から取得した自己が発行した ICO トークンの会計処理

論点の内容

6. ICO トークンの発行後において第三者から取得した自己が発行した ICO トークンの取扱いについて、どのように会計処理すべきかが論点となる。

予備的な分析

7. 本取引については、自己が発行した有価証券や自己の金銭債務等の金融商品を取得する取引に類似しているとも考えられ、それらの取扱いが参考になるものと考えられる。

まず、取得した自己株式の取扱いについては、企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」が定めており、自己株式を取得したのみでは自動的に発行済株式総数が減少するわけではなく、取得後の処分もあり得る点に着目し、自己株式の保有を処分又は消却までの暫定的な状態として捉えたとして、会計上消却の処理を行うのではなく、取得原価をもって純資産の部の株主資本全体から控除して表示する取扱いを採用している（同基準第 32 項参照）。

次に、自己株式以外の自己が生成した金融商品を取得した場合の取扱いについては明示的な特段の規定は定められていないものの、基本的には、私法上の定めに従い行われた各種手続の法的効果に応じて消滅等の会計処理が行われると考えられるが、流通性のある有価証券を一時的に保有したような場合については、実務上、資産として処理するケースもあるものと考えられる。

8. これらを踏まえると、自己が発行した ICO トークンを第三者から取得した場合の会計処理として、当該取得に伴い、ICO トークンに係る義務が、契約等に従って消滅して

いないことを前提とした場合、次のような取扱いが考えられる¹¹。

(1) 関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法

本論点整理第 32 項に記載のとおり、発行者が負担する義務に着目して会計上の負債を計上することとした場合、自己が発行した ICO トークンを取得することに伴い、当該 ICO トークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視し、当該義務に係る負債の消滅を認識するか又は負債から控除することが考えられる。前項に記載したように、自己株式については、法的に定められた消却手続を行うか否かで異なる会計処理が行われることとされているが、ICO トークンについては、法的に定められた消却の手続は存在していないと考えられるため、次のような取扱いが考えられる。

- ① 関連する負債の消滅の認識を行い、当該負債の計上金額と取得した ICO トークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法
- ② 関連する負債の消滅の認識は行わず、ICO トークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法

(2) 資産として取り扱う方法

ICO トークンについては、発行者が取得したのみでは発行者の義務は消滅しないことも考えられる。また、内包されている権利の価値とは無関係に、売買や交換等により獲得できる資金を裏付けとして財産的価値が形成されることも想定されるため、関連する負債と取得した ICO トークンとの間の関係については会計上考慮せず、別紙第 4 項(2)に記載した取扱いと同様に資産として取り扱うことが考えられる。その場合、ICO トークンを取得した対価の金額で資産として認識した上で、実務対応報告第 38 号に従った会計処理を行う一方、関連する負債については従前の会計処理を継続することが考えられる。

9. 前項(1)における①の方法を採用した場合、そもそも発行者に義務がなく負債を認識していなかった場合や、発行時に負債を認識していたがその後消滅した場合においては、取得した ICO トークンの財産的価値の有無にかかわらず、ICO トークンの取得の対価の全額が費用として計上される。その後、当該 ICO トークンを第三者に売却した場合、受領した対価の全額が収益として計上されるため、意思決定有用性を害するノイズ情報を生じさせることになるとも考えられ、これらの一連の取引の実態が適切に会計上描写される結果となるのか懸念が生じる可能性がある。また、前項(1)における②の方法を採用した場合、ICO トークンの取得原価が関連する負債の帳簿価額を超える場合において、関連する負債がマイナス表示となる問題が生じる。
10. 一方、別紙第 8 項(2)の方法を採用した場合、自己が発行した ICO トークンを取得することに伴い、当該 ICO トークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に

¹¹ 本論点は、【論点 2】における「発行者が何らかの義務を負担している場合」を前提として取り扱っている。

変化するという実態と整合せず、また、自己株式の取得の会計処理とも整合しない会計処理となる問題が生じる。

【論点 4】 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点

【論点 4-1】 株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理

論点の内容

11. 電子記録移転有価証券表示権利等は、株式会社以外の会社に準ずる事業体等においても発行及び保有されることが想定される。これまで当委員会では、基本的に株式会社における会計処理を明らかにしてきており、本論点整理と合わせて公表した実務対応報告（案）においても、株式会社における会計処理に限定して取り扱っている。会社に準ずる事業体等における会計処理を明らかにしているものとしては、投資事業組合を子会社の範囲に含めるかどうかの考え方について実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」に定めがあるほか、信託報告において受託者の会計処理が定められているなど限定的である。このため、株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理を新たに定める必要があるか否かが論点となる。

予備的な分析

12. 電子記録移転有価証券表示権利等と従来のみなし有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を指す。以下同じ。）の権利の内容は同一であると考えられることから、会社に準ずる事業体等における電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、従来のみなし有価証券の発行及び保有の処理と同様にすることが考えられる。
13. 一方、会社に準ずる事業体等については、従来のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理が必ずしも会計基準又は関係法令において定められていないため、従来のみなし有価証券の発行及び保有の処理と同様にする旨を定めることはできない。
このため、会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理を新たに定めることとする場合、会社に準ずる事業体等における従来のみなし有価証券の発行及び保有の処理を明らかにした上で、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理を定めることになると考えられる。その場合、電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理を取り扱うとする本プロジェクトの範囲を超えて基準開発を行うことになる。
14. 以下では、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンと同様に、発行者における会計処理と保有者における会計処理とに分けて想定される会計上の論点を示した上

で、予備的な分析を行っている。なお、いずれの論点（〔論点 4-2〕 から〔論点 4-4〕）についても、株式会社における発行及び保有の会計処理に限定して記載している。

電子記録移転有価証券表示権利等の発行者における会計処理に関する論点

〔論点 4-2〕株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるとき会計処理

論点の内容

15. 株式会社において、株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合、配当や利息を受領する権利に加え、商品性を高めるために、その他の財又はサービスの提供を受ける権利（例えば、ポイントなど）を付与するケースも想定され、その場合の会計処理が論点になると考えられる。

予備的な分析

16. これまでの株式や社債の発行においても、配当や利息以外に、例えば、一定数以上の自社の株式を基準日に保有している株主に対して、自社製品やサービスを利用する権利を付与する株主優待制度や、社債権者に自社製品やギフトカード等の賞品を提供する事例が見られる。
17. これらの財又はサービスを付与する取引については、まず、配当や利息を受領する権利に関する取引と一体の取引とみるのか、別個の取引とみるのかが論点となる。その上で、一体の取引とみた場合には以下の会計上の論点があるものと考えられる。
- 発行時に受領した対価には発行者が財又はサービスを提供する義務に相当する部分が含まれると考え、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」における履行義務による取引対価の配分の考え方と同様に、当該部分について受領した対価を分割し、別途、負債を計上するか。
- 一方、別個の取引とみた場合、以下の会計上の論点があるものと考えられる。
- 損益取引とすべきか、又は株主との間の資本取引とすべきか。
18. 前項の論点については、明確な会計基準は存在していないものと考えられ、実務的には、財又はサービスを提供した時点で費用を計上しているものと考えられる¹²。

¹² 株主優待引当金を認識しているケースもあると考えられる。日本公認会計士協会 会計制度委員会研究資料第 3 号「我が国の引当金に関する研究資料」には、以下のとおり記載されている。「株主優待券等の利用により企業に費用負担が生じる場合であって、その内容が期末日以前に株主に公表されており、利用実績に基づき翌事業年度以降の利用により発生する費用を合理的に見積もることができる場合には、株主優待引当金を認識することになると考えられる。ここで、株主優待制度は、基準日現在の株主に対して自社製品やサービスを提供することを約するものであることから、当該時点において引当金を認識することになると考えられる。」

【論点 4-3】 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

論点の内容

19. 電子記録移転有価証券表示権利等については、関連するビジネスの発展とともに、今後さまざまな特性を有するものが発行される可能性がある。そのうちの一つとして、額面金額が暗号資産建の社債が電子記録移転有価証券表示権利等として発行される可能性が考えられる。この場合、金銭ではなく暗号資産で償還する義務が生じることから、発行時及び発行後における貸借対照表計上額をどのように測定するかが論点となると考えられる。

予備的な分析

20. 本論点については、以下の考え方があり得ると考えられる。
- (1) 暗号資産を通貨に類似するものとする場合
- この場合、外貨建社債の会計処理に準じて、発行時（当初の認識時）は認識時点の換算レートで換算を行い、発行後は換算レートの変動に伴い換算差損益を計上することが一つの案として考えられる。
- (2) 暗号資産を金融商品以外の資産とする場合
- この場合、暗号資産建の権利を発行した時点において、受領した暗号資産の時価によって取引額を算定することが考えられる。発行後においては、一般的には、負債を時価評価することは限定されているため、評価替えは行われないものと考えられる。また、将来における返済見積額が負債の帳簿価額を一定程度上回る場合には、引当金の計上を検討する必要があると考えられる。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における会計処理に関する論点

【論点 4-4】 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の会計処理

論点の内容

21. 従来、金融商品取引法第 2 条第 2 項 5 号に規定される民法上の任意組合契約に基づく権利、商法上の匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、有限責任組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（いわゆる、集団投資スキーム持分）については、流通する蓋然性が低いものとして第二項有価証券に分類され、原則として開示規制の対象外とされてきた。しかし、ブロックチェーンをはじめとする分散型台帳技術等を活用する場合、株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえ、そのようなものを、改正金融商品取引法においては「電子記録移転権利」と定義し、第一項有価証券に含めることで原則として開示規制が課されることとなった。
22. このような経緯を踏まえると、組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の会計処理について、現行の組合等への出資の処理と同様の取扱いとするか、それ

とも、有価証券に係る現行の定めを準用するかが論点となる。

予備的な分析

23. 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の会計処理については、今後、流通市場が整備された場合には、従来の組合等への出資とは異なる目的で保有される可能性があることから、売買目的有価証券やその他有価証券の定めを準用することにより、有用な情報が提供されることが考えられる。
24. 一方、電子記録移転権利に該当して保有目的が変化したとしても、組合等への出資の法的性質は変化しないことに着目すると、現行の組合等への出資の処理と同様の取扱いとすることも考えられる。
25. ここで、現行の組合等への出資について日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、次のような考え方が示されている（金融商品実務指針第308項）。
 - 民法上の任意組合、パートナーシップについては、「法律上その財産は組員又はパートナーの共有とされていることを考慮して、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する実務もある」（いわゆる総額法）。
 - 他方、任意組合、パートナーシップであっても、「出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合には、匿名組合、リミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が適切と考えられる」（いわゆる純額法）。
 - また、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについて、「実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当でないことも想定される」。
26. 金融商品実務指針第308項では、「このような多様な実情を踏まえ、組合等への出資（有価証券とみなされるものを含む。）については、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとなる。」としているが、実務上、会計処理及び表示がどのように選択されているかは必ずしも明確ではない。
27. このように組合等への出資の会計処理について幅広い実務が行われているなか、電子記録移転権利についてのみ、その保有目的に応じた処理を行うことは、現時点でその取引量が少なく市場性が不明確であることも考慮すると、困難であると考えられる。

以上

付録 A (ICO の概要)

ICO (Initial Coin Offering) の明確な定義はないが、国際的には、いわゆる ICO について、例えば欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が 2020 年 7 月に公表したディスカッション・ペーパー「暗号資産 (負債) の会計処理」¹³では、概ね以下のような説明がなされている。

- ICO とは、トークン (デジタル・トークンとも呼ばれる。) を応募者や潜在的な投資家に発行することによって、現在又は将来の暗号資産プロジェクトのための資金を調達する手段である。
- ICO の実行時に、発行者はトークンを購入した投資家から対価を受け取る。この対価は、法定通貨、暗号資産又は法定通貨と暗号資産の組み合わせのいずれの形式による場合もある。
- それぞれの ICO は一般的に特有の契約条件を有しており、さまざまな契約条件が生じている。このため、ICO の発行者は、通常、「ホワイトペーパー」と呼ばれる情報文書を公表し、発行されるトークン (暗号資産) に関する情報を提供する。
- したがって、応募者 (及び特に潜在的な投資家) が ICO トークン発行に付属するホワイトペーパー又は基礎となる文書についてレビューを行い、投資家に正確には何が提供されているのかを理解することが重要となる。特に投資家にとって、ホワイトペーパーから生じる権利及び義務、又はそれらの法的強制力が不明確である場合には、関連性のある条件を決定するために法的な助言が必要とされる場合がある。
- もっとも、ホワイトペーパーは目論見書よりも情報が少なく、質がさまざまであり、売出しの目的に関する十分な情報がないことが多く、暗号資産の発行者と保有者 (潜在的な保有者) との間の権利及び義務の詳細が十分に記載されていないことが多い。

以 上

¹³ 原題 : DISCUSSION PAPER ACCOUNTING FOR CRYPTO-ASSETS (LIABILITIES):HOLDER AND ISSUER PERSPECTIVE (<https://www.efrag.org/News/Project-430/EFRAGs-Discussion-Paper-on-the-accounting-for-crypto-assets-liabilities---holder-and-issuer-perspective>)

付録 B（国際的な会計基準における暗号資産の会計処理の検討状況）

1. 国際会計基準審議会（IASB）における検討状況

IFRS 解釈指針委員会は、2019年6月にアジェンダ決定「暗号通貨の保有」を公表している（以下、該当箇所を抜粋して記載する。）。本アジェンダ決定は、既存の IFRS 基準が暗号通貨の保有者の会計処理にどのように適用されるかを示しており、暗号通貨の発行者の会計処理については取り扱っていない。

（2019年6月のアジェンダ決定）

暗号通貨の保有

委員会は、IFRS 基準が暗号通貨の保有にどのように適用されるのかについて議論した。委員会は、さまざまな暗号資産が存在することに留意した。議論の目的上、委員会は下記の特徴を有する暗号資産の部分集合（このアジェンダ決定で「暗号通貨」と呼んでいる。）を検討した。

- a. 暗号通貨は、分散台帳に記録され、セキュリティのために暗号を使用するデジタル又は仮想の通貨である。
- b. 暗号通貨は、国家機関その他の者が発行するものではない。
- c. 暗号通貨の保有は、保有者と他の者との間の契約を生じさせない。

暗号通貨の性質

IAS 第 38 号「無形資産」の第 8 項は、無形資産を「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義している。

IAS 第 38 号の第 12 項は、資産は、分離可能であるか又は契約若しくは他の法的権利から生じている場合には識別可能であると述べている。資産は、「企業から分離又は分割して、単独で又は関連する契約、識別可能な資産若しくは負債とともに、売却、移転、ライセンス供与、賃貸又は交換できる」場合には、分離可能である。

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」は、「非貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）が存在しないことである」と述べている。

委員会は、暗号通貨の保有は IAS 第 38 号における無形資産の定義を満たすと考えた。その根拠は、(a) 保有者から分離して個々に売却又は移転することが可能であり、また、(b) 固定数又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利を保有者に与えていないからである。

どの IFRS 基準が暗号通貨の保有に適用されるのか

委員会は、暗号通貨が通常の事業の過程で販売を目的として保有されている場合には、

IAS 第 2 号「棚卸資産」が適用されると結論を下した。IAS 第 2 号が適用されない場合には、企業は IAS 第 38 号を暗号通貨の保有に適用する。委員会は、結論に至るにあたって次のことを考慮した。

無形資産

IAS 第 38 号は、下記を除くすべての無形資産の会計処理に適用される。

- a. 他の基準の範囲に含まれる無形資産
- b. IAS 第 32 号「金融商品：表示」で定義されている金融資産
- c. 探査及び評価資産の認識及び測定
- d. 鉱物、石油、天然ガス及び類似する非再生資源の開発及び採掘のための支出

したがって、委員会は、暗号通貨の保有が IAS 第 32 号における金融資産の定義に該当するか又は他の基準の範囲に含まれるのかどうかを検討した。

金融資産

IAS 第 32 号の第 11 項は金融資産を定義している。要約すると、金融資産は次のいずれかに該当する資産である。(a)現金、(b)他の企業の資本性金融商品、(c)他の企業から現金又は他の金融資産を受け取る契約上の権利、(d)金融資産又は金融負債を特定の条件で他の企業と交換する契約上の権利、又は(e)企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある特定の契約。

委員会は、暗号通貨の保有は金融資産ではないと結論を下した。これは、暗号通貨は現金ではないからである（下記参照）。また、他の企業の資本性金融商品でもない。保有者にとっての契約上の権利を生じさせず、保有者自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約ではない。

現金

IAS 第 32 号の AG3 項は、「通貨（現金）は金融資産である。交換の媒体を表しており、したがって、すべての取引が測定され財務諸表に認識される手段だからである。銀行又は類似の金融機関への現金の預入れは金融資産である。預金者が金融負債の支払のための債権残高として、金融機関から現金を得るか、又は小切手若しくは類似の金融商品を引き出す契約上の権利を表しているからである。」と述べている。

委員会は、IAS 第 32 号の AG3 項における現金の記述は、現金が交換の媒体として使用され（すなわち、財又はサービスと交換に使用され）財又はサービスの価格付けにおける貨幣単位として使用されることにより、すべての取引が財務諸表において測定及び認識される基礎となることを示唆していると考えた。

一部の暗号通貨は特定の財又はサービスと交換に使用することができる。しかし、委員会は、現金が交換の媒体として使用され（すなわち、財又はサービスと交換に使用され）

財又はサービスの価格付けにおける貨幣単位として使用されることにより、すべての取引が財務諸表において測定及び認識される基礎となるような暗号通貨は、委員会の知る限りではないことに留意した。したがって、委員会は、暗号通貨は現時点では現金の特徴を有しておらず、暗号通貨の保有は現金ではないと結論を下した。

棚卸資産

IAS 第 2 号は無形資産の棚卸資産に適用される。当該基準の第 6 項は、棚卸資産を次のような資産として定義している。

- a. 通常の事業の過程において販売を目的として保有されている資産
- b. そのような販売を目的とする生産の過程にある資産
- c. 生産過程又はサービスの提供にあたって消費される原材料又は貯蔵品

委員会は、企業が暗号通貨を通常の事業の過程において販売を目的として保有する可能性があると考えた。その状況においては、暗号通貨の保有は企業にとっての棚卸資産であり、したがって、IAS 第 2 号が当該保有に適用される。

委員会はまた、企業が暗号通貨のブローカー／トレーダーとして行動する可能性があることにも着目した。その状況においては、企業はコモディティ・ブローカー／トレーダー（棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値で測定する）についての IAS 第 2 号の第 3 項 (b) の要求事項を考慮する。IAS 第 2 号の第 5 項は、ブローカー／トレーダーとは顧客の勘定又は自己の勘定でコモディティを売買する者であると述べている。IAS 第 2 号の第 3 項 (b) で言及されている棚卸資産は、主に近い将来に販売し、価格の変動による利益、すなわち、ブローカー／トレーダーのマージンを生み出すことを目的に取得されるものである。

開示

IFRS 基準で他に要求されている開示に加えて、企業は、財務諸表の理解への目的適合性のある追加的な情報を開示することが要求される (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 112 項)。特に、委員会は、暗号通貨の保有という文脈において以下の開示要求に留意した。

- a. 企業は、(i) IAS 第 2 号の第 36 項から第 39 項（通常の事業の過程において販売を目的として保有している暗号通貨について）及び(ii) IAS 第 38 号の第 118 項から第 128 項（IAS 第 38 号を適用する暗号通貨の保有について）が要求している開示を提供する。
- b. 企業が暗号通貨の保有を公正価値で測定する場合には、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 91 項から第 99 項が、それに適用される開示要求を定めている。
- c. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 122 項を適用して、企業は、経営者が暗号通貨の保有の会計処理に関して行った判断が、財務諸表において認識した金額

に最も重要な影響を与えた判断の一部である場合には、当該判断を開示する。

- d. IAS 第 10 号「後発事象」の第 21 項は、重要性のある修正を要しない後発事象を開示することを企業に要求している。これには、当該事象の内容及び財務上の影響の見積り（又はそのような見積りができない旨の記述）が含まれる。例えば、暗号通貨を保有している企業は、報告期間後の当該保有の公正価値の変動が、それを開示しないと財務諸表利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与える可能性があるほどの重要性があるかどうかを考慮することになる。

その後、IASB が 2021 年 3 月 30 日に公表した「情報要請：第 3 次アジェンダ協議」（コメント提出期限は 2021 年 9 月 27 日であった。）では、特定された 22 個の潜在的プロジェクトの 1 つとして、「暗号通貨及び関連取引」が含まれており、次のような言及がなされている。

（関連箇所の抜粋）

B14 利害関係者は、暗号資産はより一般的になりつつあると述べた。2019年6月に、委員会はアジェンダ決定「暗号通貨の保有」を公表した。しかし、多くの利害関係者は、次のように述べて、追加的な懸念を示した。

- (a) IAS第38号「無形資産」によって暗号通貨について要求される会計処理は、有用な情報を提供しない可能性がある。暗号通貨の経済的特性は、無形資産ではなく現金又は他の金融商品に類似しているからである。
- (b) 暗号通貨は公正価値で測定すべきであるが、IAS第38号は、活発な市場における公正価値測定のみを認めており、公正価値の変動はその他の包括利益に認識され、その後のリサイクリングは行われない。
- (c) 当該アジェンダ決定は範囲が狭すぎる可能性がある。一部の利害関係者は、当審議会が教育用資料を開発するか又はIFRS基準書を修正して、暗号資産の直接的保有について他の関連取引（例えば、暗号資産の間接的保有又はイニシャル・コイン・オファリング）とともに具体的な要求事項を提供することを提案した。

（プロジェクトの規模の目安）

B15 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。

- (a) 維持管理及び一貫した適用の活動の一環として、教育用資料を開発する。
- (b) IAS第38号の的を絞った修正を行う。例えば、
- (i) 暗号通貨の公正価値に関する IAS第38号の追加的な開示要求を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い。）。

- (ii) より多くの無形資産（暗号通貨を含む。）を公正価値で測定することを認め、公正価値の変動を純損益計算書に認識することが一部の状況において適切かどうかを検討する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い。）。
 - (c) 金融商品に関する基準書の範囲を暗号通貨を含めるように修正することを検討する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い。）。
 - (d) 投資目的のみで保有される金融商品以外の有形又は無形の資産の一定範囲（一部の暗号通貨、コモディティ及び排出枠を含む。）を扱うための基準書を開発する。このプロジェクトは、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。
- B16 いくつかの各国基準設定主体及び他の専門家団体が、暗号通貨及び関連取引についての作業をすでに実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

2. 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）における検討状況

EFRAG は、2018 年より暗号資産に関連するリサーチ・プロジェクトに取り組んでおり、2020 年 7 月には、既存の IFRS 基準では対応されていない課題の有無、及び想定される対応方針等について意見を募集することを目的としたディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理：保有者及び発行者の観点」を公表している（コメント提出期限は 2021 年 7 月 31 日であった。）。EFRAG は、今後、寄せられた意見を分析した上で、必要ある場合には IASB に対して意見発信を行う予定としている。

以 上